

# 長崎県高等学校文化連盟将棋専門部規定

長崎県高等学校文化連盟規約第6条2項により、将棋専門部規定を次のとおり定める。

第1条 本専門部は、長崎県高等学校文化連盟将棋専門部と称し、事務局を専門部長指定の学校に置く。

第2条 将棋専門部（以下「本専門部」という。）は、長崎県高等学校文化連盟の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 本専門部に関わる文化行事の開催
- (2) 本専門部に関わる研修会・講習会等の開催
- (3) 関係諸団体との連絡・提携
- (4) その他、長崎県高等学校文化連盟の目的達成に必要な事業

第3条 本専門部には、次の役員を置く。

- |          |    |            |    |
|----------|----|------------|----|
| (1) 専門部長 | 1名 | (2) 専門部委員長 | 1名 |
| (3) 委員   | 6名 | (4) 会計     | 1名 |
| (5) 監査   | 2名 |            |    |

第4条 専門部長は、本専門部の加盟校校長の中から選出する。

- 2 専門部長は、本専門部を代表し、その業務を統括する。

第5条 専門部委員長は、本専門部の委員の中から選出する。

- 2 専門部委員長は、本専門部の業務を処理する。

第6条 委員は、本専門部に所属する部顧問の中から各支部2名を選出する。

- 2 各支部の顧問数が2名に満たない場合はこの限りではない。

第7条 会計は、本専門部に所属する部顧問の中から選出し、本専門部の経理を処理する。

- 2 監査は、本専門部に所属する部顧問の中から選出し、本専門部の会計を監査する。

第8条 役員の任期は、長崎県高等学校文化連盟の規約に準じる。

第9条 専門部の経費は、本連盟の配付金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

- 2 専門部の予算・決算は、長崎県高等学校文化連盟の会長に報告する。
- 3 専門部の会計年度は、長崎県高等学校文化連盟の規約に準じる。

附 則

この規定は、平成15年4月1日から施行する。